

# 3,000円で5,000円分！過去最大級のプレミアム率(66%)

伊賀市プレミアム付食事券「忍法元気回復の巻～二之巻～」を発行します

発行内容 5,000円分の食事券を3,000円で販売します  
(500円券6枚綴りの地元飲食店専用券と、地元飲食店・チェーン店・フランチャイズ店のいずれでも使える4枚綴りの共通券 計10枚1セット)

対象者 伊賀市内で飲食される方 ※伊賀市内外のどなたでも購入できます。

応募方法 往復はがきに次のとおり必要事項を記入しお申し込みください。



往信(表面)

返信(裏面)

返信(表面)

往信(裏面)

 〒518-0873 伊賀市プレミアム付 食事券担当 宛 伊賀市上野丸之内500 上野商工会議所	※この面には何も 記入しないでください。
---	-------------------------

 〒郵便番号 あなたの住所 あなたの氏名 様	①購入希望セット数 ※1人上限2セット ②郵便番号 ③あなたの住所 ④あなたの氏名 ⑤あなたの 電話番号 ⑥購入希望場所
---	---

商工会で購入を希望される場合は支所名までご記入ください

応募期間 令和3年4月1日(木)から4月16日(金)まで ※当日消印有効

販売場所・販売時間 (販売期間: 4月26日(月)～5月31日(月) **【5月3日、4日、5日を除く】** 9:00～16:00)  
 (平日及び4月29日、5月1日、2日、8日、22日) 上野商工会議所(ハイトピア伊賀3階)  
 (平日及び4月29日、5月1日、15日、29日) 伊賀市商工会本所・商工会青山支所  
 (平日のみ) 阿山支所・大山田支所・島ヶ原支所(いずれも商工会)  
 (4月26日～28日、5月6日～31日) 伊賀上野観光協会(だんじり会館内)  
**※5月3日～5日はすべての販売場所で販売しませんのでご注意ください。**

使用期間 令和3年4月26日(月)から令和3年8月31日(火)まで

備考

- ・応募は1人1通で2通目以降は無効、また1枚に複数の氏名が書かれている場合も無効になります。また申込期間外の応募、往復はがき以外での申込、記入漏れがある場合は申し込みの取り扱いを不可とします。
- ・応募多数の場合は抽選となります。(購入希望セット数の減数をお願いすることがあります)
- ・使えるお店などの詳細については上野商工会議所(Tel.21-0527)のホームページでご確認ください。
- ・4月5日以降、市役所、支所、郵便局などに設置されるチラシもご参照ください。



詳しくは上野商工会議所のホームページをご確認ください

## 令和3年度 伊賀市事業継続応援給付金 申請受付開始

第2弾!

新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上高が前々年(2019年)同月比で30%以上減少**している**従業員数が20名以下**の事業者を対象に**応援給付金**を支給します。

令和2年度伊賀市事業継続応援給付金、持続化給付金(国)、三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金を受給された方も申請可能です。

給付額 20万円(定額) ※1事業者につき一回限り

申請期間 令和3年4月1日(木)から10月29日(金)まで ※当日消印有効

申請方法 郵送での申請(原則) 商工労働課まで 申請書は伊賀市ホームページからダウンロードしてください。

主な要件 2019年3月以前から事業による事業収入(申請対象月の前々年同月の売上高が20万円以上あること)を得ており、今後も事業継続する意思があること。令和3年3月～9月のいずれかの月の売上高、前々年同月比で30%以上減少していること。確定申告等を行っていること。詳細については、伊賀市ホームページをご覧ください。 ⇒「応援給付金」と検索



## 伊賀市店舗改装促進事業補助金 ～忍法 店舗生まれ変わりの巻～ 忍法で「新しい生活様式」に対応した店舗に生まれ変わらせましょう

店舗を訪れる市民や観光の皆さまが、安心して利用できるよう、新型コロナウイルス感染症の「新しい生活様式」に対応するために実施する店舗の改装工事等の一部を補助します。

**補助対象者** 主な補助金の交付対象者の条件

- 市内に事業所等を有する個人又は法人。
- 宿泊業・飲食サービス業・生活関連サービス業（理容・美容・浴場業等）・娯楽業を営む来店型の店舗で、マスクを外さないとサービスを受けることができないと想定される店舗を有する者。
- フランチャイズ・チェーンに加盟していない者。

**補助対象事業** 新型コロナウイルス感染予防等を目的とし、「新しい生活様式」に対応するために実施する工事等で施工業者又は販売事業者に発注して実施する事業。

- 衛生環境を整備するための改装工事
  - 外気との換気を向上させるための改装工事
  - 密集や接触を回避させるための改装工事
  - 備品等の設置、市長が必要と認める工事
- 例) 客間の間仕切り工事、つい立設置工事、換気扇の新設及び増設、トイレ洗面台の自動水栓化、手指の消毒設備、網戸設置、キャッシュレス機器の設置、Wi-Fi環境の整備、テイクアウト・デリバリー等店舗内改装工事など

**補助内容** 《補助率》 補助対象経費の4/5 《補助限度額》 30万円（上限）  
《申請期間》令和3年4月1日(木)から10月29日(金)まで ※予算の上限に達した場合は終了。

**主な交付条件**

- 事業所等の改装等事業実施の際に発生する発注行為については市内業者を利用すること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- 費用の合計額が10万円以上であること。
- 1店舗につき、30万円を限度とする。ただし、市内で複数店舗を営業する者については、改装する店舗数に30万円を乗じた金額を限度とする。
- 同一年度内に、国、県、市町等の制度による同一の補助対象費用に対する支援を受けていないこと。なお、補助金交付後に、国、県、市町等の制度の支援を受けた場合は、補助金を返還すること。
- 交付決定の前に着手した事業は、補助対象外とする。

**申請方法** 郵送での申請（原則） 商工労働課まで

申請書類は伊賀市のホームページからダウンロードできるほか、市役所、上野支所を除く各支所、上野商工会議所、伊賀市商工会でも配布しています。

※詳細については、伊賀市ホームページをご覧ください。 ⇒「店舗改装」と検索



## 伊賀市版「感染防止対策実施店」ステッカー交付 ～忍法 客寄せの術～ 店頭等でステッカーを掲示して忍法客寄せの術を修得しましょう

新型コロナウイルス感染拡大抑制と社会経済活動の維持の両立が求められるなか、市民や観光客の皆さまが、安心して利用できるよう、「感染防止対策実施店」ステッカーを交付します。

**対象者** 伊賀市店舗改装促進事業実施者・新型コロナウイルス感染防止対策のために改装工事等に取り組んだ市内の事業者（対象者の条件は伊賀市店舗改装促進事業の補助対象者）

**内容** 【事業者】新型コロナウイルス感染防止対策の実施。

※必ず、業界団体等の最新のガイドラインを確認し、店舗等で感染予防対策を実施。



⇒【事業者】申込書（前後の写真）・感染防止対策実施書（チェックシート）等の書類を【市】へ提出。

⇒⇒【市】は、【事業者】から提出された申込書類の内容を確認、現地調査後、【事業者】にステッカー（1事業者2枚）を郵送で送付。

⇒⇒⇒【市】は、感染防止対策を実施した【事業者】の情報を市ホームページで順次公表。

《申請期間》令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで ※なくなり次第終了。

**ステッカー** 直径15cm 円形シール 片面カラー 耐水 デザイン2パターン

**申込方法** 郵送での申請（原則） 商工労働課まで

申込書類は伊賀市のホームページからダウンロードできるほか、市役所、上野支所を除く各支所、上野商工会議所、伊賀市商工会でも配布しています。

※詳細については、伊賀市ホームページをご覧ください。 ⇒「感染防止ステッカー」と検索

